

東京医療保健大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針

東京医療保健大学の研究推進、外部資金獲得及び研究インテグリティを確保する体制の整備に関する要綱第3条第3項第1号に基づき、本学における研究インテグリティの確保に関する基本方針を定める。

令和6年5月8日

東京医療保健大学

学長 亀山 周二

- 1 科学技術・イノベーション創出の推進のためには、オープンサイエンスを原則とした多様なパートナーとの共同研究の推進等が必要であり、本学でも地域若しくは沿線に密着した自治体や企業等と密接な協力関係を構築するほか、海外の大学や医療機関等とも幅広い交流関係を広げてきた。一方、近年、研究の国際化やオープン化に伴った新たなリスクが顕在化しており、これにより、研究の開放性・透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者等が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されている。そこで本学が掲げる「多様な価値観を尊重し、一歩先を歩み続ける開かれた大学」とのビジョンに則り、私立大学として自由な発想及び協力・交流等に基づく研究活動というオープンネスを損なわないことを前提としつつも、これらのリスクを低減させるためインテグリティの確保を行う。
- 2 本学における研究インテグリティの確保とは、従来の研究公正、産学連携活動に伴い私立大学の教職員であることを鑑みても許容され難い著しい利益相反・責務相反のリスク管理、並びに安全保障輸出管理等の研究遂行に係る法令の遵守に加えて、外国の機関や企業等との交流に伴う利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク等を、学長の責任においてマネジメントすることを意味する。
- 3 本学は、研究者等の人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けること等により、著しいリスクが懸念される場合には、研究活動のオープンネスを尊重した上で適切にマネジメントを行う。また、研究者等に対する研修等を通じて、研究インテグリティに関する理解を醸成する。
- 4 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たし、これにより研究活動のオープンネスを確保するため、本法人及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行う。
- 5 本方針及び研究インテグリティの確保に係る取組は、学長のリーダーシップによる全学協力体制（リスクの顕在化を予防する仕組みを含む）のもとに実施する。
そのための相談窓口を研究協力部に置き、相談又は報告を受け付ける。